

昭和三十八年政令第六号

漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令

内閣は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

1 漁業法第五十二条第一項の政令で定める漁業は、次に掲げるものとする。

- 一 沖合底びき網漁業 北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点から北緯二十五度十七秒東経百五十二度五十九分四十六秒の点に至る直線以北、次に掲げる線から成る線以東、東経百五十二度五十九分四十六秒の線以西の太平洋の海域において総トン数十五トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業
 - イ 北緯三十三度九分二十七秒以北の東経百二十七度五十九分五十二秒の線
 - ロ 北緯三十三度九分二十七秒東経百二十七度五十九分五十二秒の点から北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点に至る直線
 - ハ 北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点に至る直線
- 二 以西底びき網漁業 北緯十度二十秒の線以北、次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域において総トン数十五トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業
 - イ 前号イからハまでの線
 - ロ 北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十度五十九分五十五秒の点に至る直線
 - ハ 北緯二十五度十五秒以南の東経百二十度五十九分五十五秒の線
- 三 遠洋底びき網漁業 北緯十度二十秒の線以北、次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域において総トン数十五トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業
 - イ 北緯二十五度十七秒以北の東経百五十二度五十九分四十六秒の線
 - ロ 北緯二十五度十七秒東経百五十二度五十九分四十六秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点に至る直線
 - ハ 前号ロ及びハの線
- 四 大中型まき網漁業 総トン数四十トン（北海道恵山岬灯台から青森県尻屋崎灯台に至る直線の中心点を通る正東の線以南、同中心点から尻屋崎灯台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島崎灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線から成る線以東の太平洋の海域にあつては、総トン数十五トン）以上の動力漁船によりまき網を使用して行う漁業
 - 五 大型捕鯨業 動力漁船によりもりづつを使用してひげ鯨（ミンク鯨を除く。）又はまつこう鯨をとる漁業（第七号に掲げるものを除く。）
 - 六 小型捕鯨業 動力漁船によりもりづつを使用してミンク鯨又は歯鯨（まつこう鯨を除く。）をとる漁業（次号に掲げるものを除く。）
 - 七 母船式捕鯨業 母船式漁業（製造設備、冷蔵設備その他の処理設備を有する母船及びこれと一体となつて漁業に従事する漁業法第五十二条第一項の独航船等により行う漁業をいう。）であつて、もりづつを使用して鯨をとるもの
 - 八 遠洋かつお・まぐろ漁業 総トン数百二十トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用して又は釣りによつてかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業
 - 九 近海かつお・まぐろ漁業 総トン数十トン（我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によつて囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南島島に係る排他的経済水域及び領海を除く。）にあつては、総トン数二十トン）以上百二十トン未満の動力漁船により、浮きはえ縄を使用して又は釣りによつてかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業
 - 十 中型さけ・ます流し網漁業 総トン数三十トン以上の動力漁船により流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業
 - 十一 北太平洋さんま漁業 北緯三十四度五十四分六秒の線以北、東経百三十九度五十三分十八秒の線以東の太平洋の海域（オホーツク海及び日本海の海域を除く。）において総トン数十トン以上の動力漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業
 - 十二 日本海べにずわいがに漁業 次に掲げる海域以外の日本海の海域においてかごを使用してべにずわいがにとることを目的とする漁業
 - イ 北緯四十一度二十九秒の線以北の我が国の排他的経済水域、領海及び内水
 - ロ 北緯四十一度二十九秒の線以南、次に掲げる線から成る線以東の日本海の海域
 - (一) 北緯四十一度二十九秒東経百三十七度五十九分四十八秒の点に至る直線
 - (二) 北緯四十四度三十分九秒東経百三十七度五十九分四十八秒の点から北緯三十七度三十分十秒東経百三十四度五十九分五十分の点に至る直線
 - (三) 北緯三十七度三十分十秒東経百三十四度五十九分五十分の点から北緯三十七度三十分十秒東経百三十三度五十九分五十分の点に至る直線
 - (四) 北緯三十七度三十分十秒以南の東経百三十三度五十九分五十分の線
 - 十三 いか釣り漁業 総トン数三十トン以上の動力漁船により釣りによつていかをとることを目的とする漁業

2 前項の規定の適用については、ベリング海、オホーツク海、日本海、黄海、東支那海、南支那海、タイ湾及び東インド諸島諸海の海域は、太平洋の海域に含まれるものとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和三十八年二月一日から施行する。

（旧法許可又はこれに係る起業の認可を申請中の場合の経過措置）

第二条 漁業法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十六号。以下「改正法」という。）の施行前に、同法による改正前の漁業法（以下「旧法」という。）第五十二条第一項若しくは第六十六条の第二項の規定による許可又は旧法第六十五条第一項に基づく省令の規定による許可（以下「旧法許可」と総称する。）を受けることを必要とした漁業の種類であつて、この政令の規定により、改正法による改正後の漁業法（以下「新法」という。）第五十二条第一項の指定漁業（以下単に「指定漁業」という。）として定められたもの（以下「代替指定漁業」という。）につき旧法許

該旧法許可に係る有効期間（起業の認可にあつては、当該起業の認可に係る旧法許可の予定有効期間）が六箇月以内となつてゐるものとして農林大臣の指定するものが、改正法附則第四条第一項及びこの政令の規定により新法第五十二条第一項又は第五十四条第一項の規定によつてした遠洋かつお・まぐろ漁業の許可又は起業の認可とみなされる場合における当該許可又は起業の認可に係る遠洋かつお・まぐろ漁業の操業期間は、毎年、六箇月をこえない範囲内で農林大臣が定める期間とする。

2 前項の規定による旧法許可の指定及び操業期間に係る定めは、告示をもつてするものとし、農林大臣は、当該指定及び定めをしたときは、遅滞なくその旨を当該許可又は起業の認可を受けたものとみなされた者に通知しなければならない。

附則（昭和三十八年二月七日政令第三七三号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四〇年二月一六日政令第三七二号）

1 この政令は、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の効力発生の日から施行する。

2 改正前の漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令第一項第二号に掲げる以西底びき網漁業についてした漁業法第五十二条第一項の規定による許可又は同法第五十四条第一項の規定による起業の認可であつてこの政令の施行の際に効力を有するものは、それぞれ、改正後の同号に掲げる以西底びき網漁業についてした当該許可又は起業の認可とみなす。

3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和四二年三月二八日政令第四九号）抄

1 この政令は、昭和四十二年四月一日から施行する。

2 改正前の漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（以下「旧令」という。）第一項第十一号に掲げるとう載型母船式かつお・まぐろ漁業又は同項第十二号に掲げる独航型母船式かつお・まぐろ漁業については、漁業法（以下「法」という。）第五十二条第一項の規定による許可又は法第五十四条第一項の規定による起業の認可であつてこの政令の施行の際に効力を有するものは、それぞれ、改正後の同令（以下「新令」という。）第一項第十一号に掲げる母船式かつお・まぐろ漁業についてした当該許可又は起業の認可とみなす。

4 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和四七年四月二七日政令第八八号）

1 この政令は、昭和四十七年五月一日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正前の漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令第一項第十号に掲げる遠洋かつお・まぐろ漁業についての漁業法（以下「法」という。）第五十二条第一項の規定による許可又は法第五十四条第一項の規定による起業の認可を受けてゐる総トン数七十トン以上八十トン未満の動力漁船は、改正後の同令第一項第十号に掲げる遠洋かつお・まぐろ漁業及び同項第十号の二に掲げる近海かつお・まぐろ漁業に係る法及びこれに基づく命令の規定の適用については、昭和五十五年七月三十一日までは、総トン数八十トンの動力漁船とみなす。

3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五二年七月一日政令第二九号）

1 この政令は、昭和五十二年八月一日から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五七年七月二日政令第一九三号）

1 この政令は、昭和五十七年七月十八日から施行する。

2 この政令の施行前に建造され、又は建造に着手された動力漁船（以下「現存船」という。）により、うきはえなわを使用して又はつりによつてかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業については、改正後の第一項第十号及び第十号の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この政令の施行後に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項の特定修繕をいう。以下同じ。）が行われた現存船により、うきはえなわを使用して又はつりによつてかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業については、この政令の施行後最初に行われる特定修繕に伴う同法による改正後の船舶法（明治三十二年法律第四十六号）及びこれに基づく命令の規定による改測又は測度を受ける日以後は、この限りでない。

3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一四年一月一七日政令第一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

（近海かつお・まぐろ漁業等に関する経過措置）

第二条 この政令の施行の際現に改正後の第一項第九号に掲げる近海かつお・まぐろ漁業、同項第十二号に掲げる日本海べにずわいがに漁業又は同項第十三号に掲げるいか釣り漁業に該当する漁業につき漁業法第六十五条第一項の規定に基づく農林水産省令の規定による農林水産大臣の承認を受けてゐる者は、その承認に係る船舶につき従前の承認を受けた内容及び制限又は条件と同一の内容及び制限又は条件をもつて、同法第五十二条第一項の規定による当該指定漁業の許可を受けてゐるものとみなす。この場合において、その受けてゐるものとみなされる許可の有効期間は、同法第六十条の規定にかかわらず、平成十四年七月三十一日に満了するものとする。

2 前項の規定により漁業法第五十二条第一項の規定による指定漁業の許可を受けてゐるものとみなされた者に対しては、当該許可に係る許可証は、交付しないものとする。

第三条 この政令の施行の際現に総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船により釣りによつて改正後の第一項第九号に掲げる近海かつお・まぐろ漁業に該当する漁業を営んでいる者が引き続き行う当該漁業については、平成十四年七月三十一日までは、漁業法第五十二条第一項の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。